

第 9 6 号議案

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
足立区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 2
9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- （ 3 ） 前号の遺族のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）が存するときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給に関する法律の改正に伴い、支給対象者を拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。